

「非行防止モニター協力店」の皆様へのお願い

鈴鹿市青少年対策推進本部

鈴鹿市青少年対策推進本部では、青少年が多く出入りする店舗に「非行防止モニター協力店」として御協力いただき、青少年の非行防止に向けた体制の強化を図っています。以下の内容に御理解いただき御協力ください。

【協力内容】

- ◇ 青少年による「万引き」「たばこ・酒類購入」の未然防止
- ◇ 万引きをさせない店舗づくり

「たばこ・酒類」を購入しようとする場合は、年齢確認を行い、毅然と販売しないようにお願いします。

◆ 「未成年者喫煙禁止法」（第5条）

お店は、青少年（20歳未満）が喫煙することがわかっていて、たばこや器具を売ってはいけません。【罰則】50万円以下の罰金

◆ 「未成年者飲酒禁止法」（第3条）

お店は、青少年（20歳未満）が飲酒することがわかっていて、酒類を売ってはいけません。【罰則】50万円以下の罰金

「万引きをさせない店舗づくり」をお願いします。

- 「いらっしゃいませ」、「何かお探ですか」など来店者への積極的な声かけをお願いします。
- 陳列場所や陳列の工夫、整理整頓の徹底をお願いします。
- 「非行防止モニター協力店」のステッカーや非行防止・防犯ポスターなどの掲示をお願いします。
- 店員の方や警備員などによる店内の巡回をお願いします。
- 「万引き」の発見時の対応方法について、共通理解を図ってください。

「万引き」を確認した場合は、すべて警察、保護者へ連絡してください。

- 鈴鹿警察署（059-380-0110）
- 学校が確認できた場合は、学校にも連絡してください。
- 青少年のプライバシーの保護には、十分に御注意ください。
- ◆ 「万引き」は窃盗罪（刑法第235条）です。【罰則】10年以下の懲役又は50万円以下の罰金